

顧問先様各位

証券税制改正のご案内

平成 28 年 1 月 1 日より証券税制が大幅に変更になります。改正内容は以下の通りです。

1 公社債・公社債投資信託の譲渡益が課税されることとなります

- ・平成 27 年まで → 譲渡益は非課税
- ・平成 28 年から → 譲渡益は税率 20.315%で課税

※譲渡益が出そうなものは平成 27 年のうちに売却をご検討下さい。

2 公社債・公社債投資信託の譲渡損の損益通算が可能になります

- ・平成 27 年まで → 譲渡損はなかったものとされる
- ・平成 28 年から → 譲渡損を譲渡益、利子、配当、収益分配金と損益通算(利益との相殺)が可能

※譲渡損が出そうなものは平成 28 年以降に売却をお勧めします。

3 特定口座の対象範囲が拡大となります

- ・平成 27 年まで → 株式、投資信託が対象
- ・平成 28 年から → 株式、投資信託、公社債(一定のもの)

※一つの口座で管理できるようになり、確定申告も不要になります

4 少額投資非課税制度 (NISA) の非課税枠が増額となります

- ・平成 27 年 → 100 万円
- ・平成 28 年 → 120 万円

5 ジュニア NISA が創設されます

- ・19 歳以下の子供や孫の専用口座で購入した元本 80 万円までの株式及び投資信託については、譲渡益や配当が非課税となります。
- ・投資期間:平成 28 年 4 月~35 年 12 月末まで
- ・払出制限:18 歳まで払出し不可(災害等を除く)

※NISA と合わせれば、投資枠の上限が大きく広がります。

例:夫婦 2 人、子供 2 人→非課税枠が 400 万円

ご質問等がございましたら、岩崎・長野会計事務所までご連絡ください。